

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 7 日

申請者 氏名又は名称 **田中水道株式会社**
 住所 **大阪府堺市中区大野芝町272番地の1**
 代表者氏名 **代表取締役 田中光春**
 電話番号 **TEL (072) 235 - 3 2 0 0**
 FAX番号 **FAX (072) 235 - 3 7 7 5**
 メールアドレス **m.tanaka@tanakasuido.com**

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業の 管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5年 12月 7日

申請者 氏名又は名称 ^{タカミツ}田中水道株式会社
住 所 ^{〒599-8233}大阪府堺市中区大野芝町272番地の1
代表者氏名 代表取締役 ^{タカミツ}田中光春
TEL (072) 235-3200

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
^{タカミツ} 代表取締役 田中光春 ^{タカミツ} 取締役 田中仁美	
事業の範囲	<ul style="list-style-type: none">給排水、衛生設備工事業管工事業土木建築工事業電気工事業並びに電気配線工事業前各項に付帯する一切の事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<p style="text-align: center;"> フナカスイドウ 田中水道株式会社 </p>
上記事業所の所在地	<p> 郵便番号 599-8233 住所 堺市堺区大野芝町272番地の1 電話番号 TEL (072) 235-3200 FAX番号 FAX (072) 235-3775 メールアドレス m.tanaka@fanakasuido.com </p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>田 中 光 春</p>	<p>第 75247 号</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 12 月 7 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ		3	
	パイプカッター	1/2 ~ 1 1/2	1	
	塩ビカッター	VC20	1	
	ロータリバンドソー	CB18F	1	
	ダイヤモンドカッター		1	
	電子セーパソー	CR12V	1	
管の加工用の 機械器具	やすり	200平 半丸型	3	
	手動パイプねじ切器	ラチェット式	2	
	自動パイプねじ切器	REX150A	1	
	ビニル管用面取器	Φ40	1	
	ビニル管用面取器	Φ20	1	
	ディスクグラインダー	DGS-100A	1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ	600mm	3	
	パイプレンチ	450mm	2	
	パイプレンチ	300mm	2	
	プライヤ	250mm	2	
	ラチェットレンチ		3	
	アンギラス	300mm	2	
	ガストーチ	ワンタッチ式	2	
	モンキーレンチ	300mm	3	
	モンキーレンチ	250mm	3	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	2	
	電動式テスト	T30K	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 12 月 7 日

申請者

氏名又は名称

田中水道株式会社

住 所

大阪府堺市中央区大野芝町272番地の1

代表者氏名

代表取締役 田中光春

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府堺市中区大野芝町 272 番地の 1
田中水道株式会社

会社法人等番号	1201-01-004767	
商号	田中水道株式会社	
本店	<u>大阪府堺市大野芝町 272 番地の 1</u>	
	大阪府堺市中区大野芝町 272 番地の 1	平成 18 年 4 月 1 日変更
		平成 18 年 5 月 1 日修正
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成 1 年 3 月 31 日	
目的	1. 給排水、衛生設備工事業 2. 管工事業 3. 土木建築工事業 4. 電気工事業並びに電気配線工事業 5. 前各項に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	<u>240 株</u>	
	2000 株	令和 4 年 4 月 30 日変更
		令和 4 年 7 月 13 日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200 株	
株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>	平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
		令和 4 年 4 月 30 日廃止 令和 4 年 7 月 13 日登記
資本金の額	金 1000 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。</u>	

	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 令和 4年 4月30日変更 令和 4年 7月13日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 田中光春	平成30年 4月28日重任 平成30年 5月31日登記
	取締役 田中光春	令和 4年 4月30日重任 令和 4年 7月13日登記
	<u>取締役</u> 田中秀一	平成30年 4月28日重任 平成30年 5月31日登記 令和 4年 4月30日退任 令和 4年 7月13日登記
	<u>取締役</u> 田中良子	平成30年 4月28日重任 平成30年 5月31日登記 令和 4年 4月30日退任 令和 4年 7月13日登記
	取締役 田中仁美	令和 4年 4月30日就任 令和 4年 7月13日登記
	大阪府堺市中区大野芝町272番地1 <u>代表取締役</u> 田中光春	平成30年 4月28日重任 平成30年 5月31日登記
	大阪府堺市中区大野芝町272番地1 代表取締役 田中光春	令和 4年 4月30日重任 令和 4年 7月13日登記
	<u>監査役</u> 田中仁美	平成30年 4月28日重任 平成30年 5月31日登記 令和 4年 4月30日退任 令和 4年 7月13日登記

大阪府堺市中区大野芝町272番地の1
田中水道株式会社

	<u>監査役</u> の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成30年 5月31日登記 令和 4年 4月30日廃止 令和 4年 7月13日登記
取締役会設置会社に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 令和 4年 4月30日廃止 令和 4年 7月13日登記
監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 令和 4年 4月30日廃止 令和 4年 7月13日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月 4日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 5年12月 4日

大阪法務局堺支局
登記官

井 手 繁 樹



会社保存用

定 款

田中水道株式会社

田中水道株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、田中水道株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水、衛生設備工事業
2. 管工事業
3. 土木建築工事業
4. 電気工事業並びに電気配線工事業
5. 前各項に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(自己株式の取得)

第9条 当社は株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

② 前項の場合、当社は会社法第160条第2項及び同条第3項の規定を適用



しないものとする。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。



- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、当該株主総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又はその親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任の方法)



第22条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当社に取締役2名以上いるときは、株主総会の決議によって、代表取締役を定め、そのうち1名を社長とする。

② 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

③ 社長は当社を代表し、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

当社の現行定款に相違ありません。

令和5年12月7日

大阪府堺市中区大野町2丁目番地の1

田中水道株式会社

代表取締役 田中光春



第七五二四七号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 田中光春

昭和四十年四月十八日生

水道法(昭和二十一年法律第百七号)の

規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

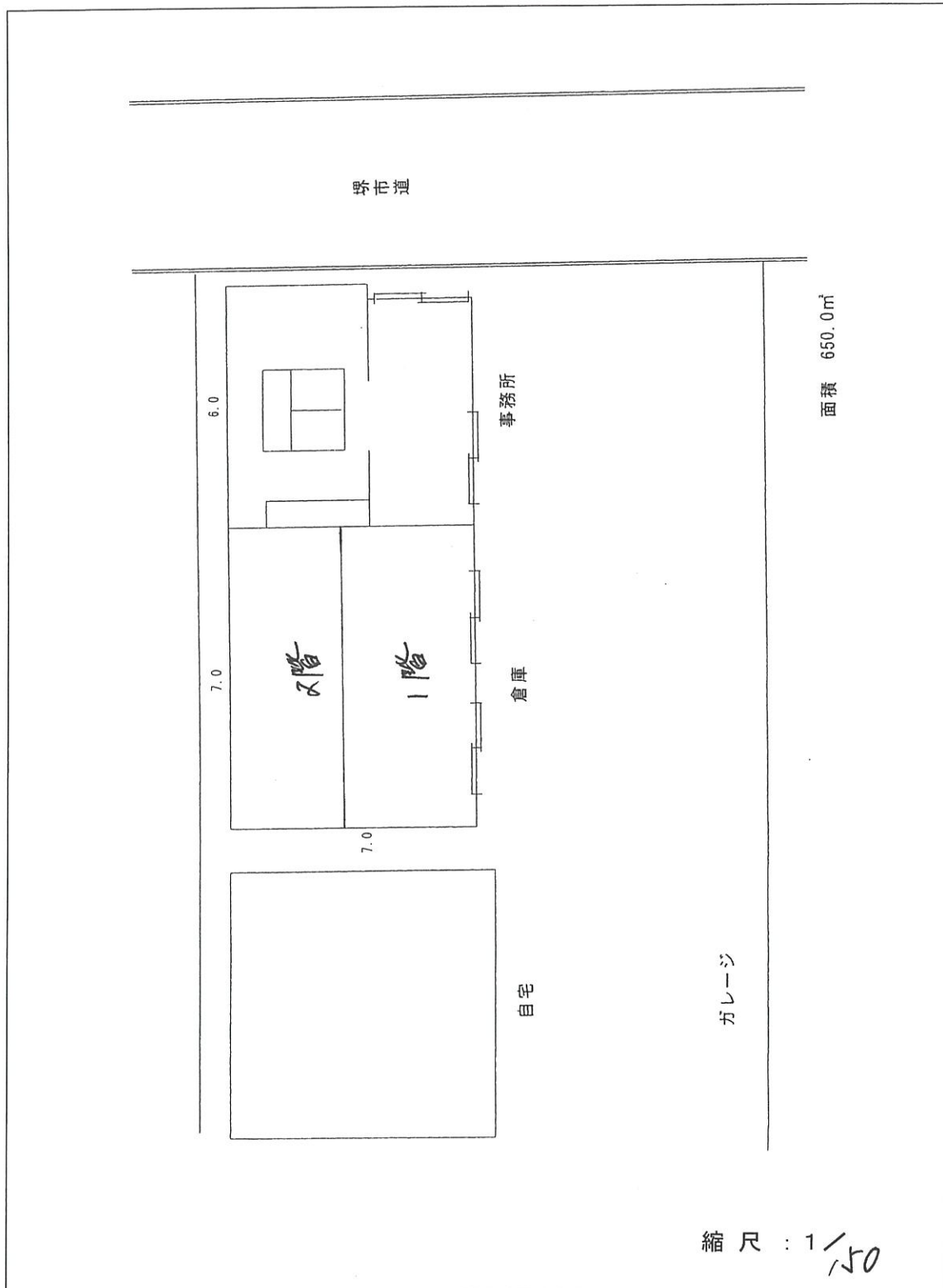
厚生大臣 宮下 創平

営業所の位置図



(注) 位置図は、最寄の駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。地図の写しに朱書きで書き入れても支障ないが、A4版の用紙で提出すること。

営業所の平面図



(注) 平面図は、各階ごとに間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
 平面図は、別紙にしても支障ないが、A4版の用紙に整理すること。

営業所・倉庫・事務所内の写真

事務所入口



事務所外観

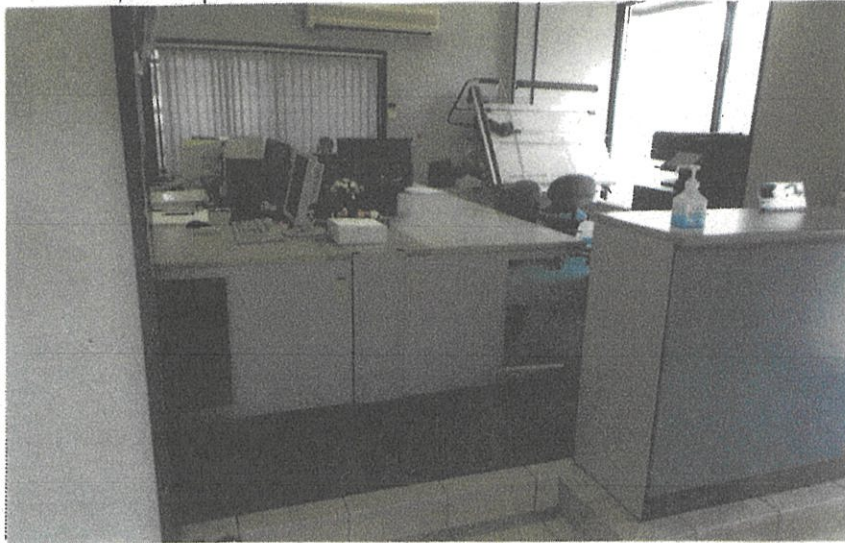


【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

営業所・倉庫・事務所内の写真

事務所内部



倉庫入口



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子が見える写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

営業所・倉庫・事務所内の写真

器材 (1階)



材料・備品 (1階)



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

営業所・倉庫・事務所内の写真

材料 (2階)



建設機械 (車庫)



【注意事項】

- 1 上記様式を複数印刷し、写真を2枚ずつ貼付すること。直接写真を用紙に印刷する場合は、A4版の紙に2枚ずつとすること。いずれの場合も、写真のサイズはL版とすること。
- 2 写真の内容
営業所、倉庫、資材置場の設置状況及び内部の様子がわかる写真
 - ① 外観 道路から入口、社名入り看板、玄関の写真を角度を変え2～3枚程度
 - ② 内部 それぞれ角度を変え備品、器材、材料等を確認できるもの4枚程度

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 7 日

申請者 氏名又は名称 **田中水道株式会社**
 住所 **大阪府堺市中区大野芝町272番地の1**
 代表者氏名 **代表取締役 田中光春**
 電話番号 **TEL (072) 235 - 3200**
 FAX番号 **FAX (072) 235 - 3775**
 メールアドレス **m.tanaka@tanakasuido.com**

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業の 管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 7 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

田中水道株式会社

〒599-8233

堺市中区大野芝町272番地の1

代表取締役 田中光春

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	田中水道株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
タ カ ミツ ハル 田 中 光 春	第75247号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第七五二四七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 田中光春

昭和四十年四月十八日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の

規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平